

地籍調査 Q&A

Q1：効果「地籍調査の効果って？」

A：大きな効果は5つあります。

効果1 災害復旧の迅速化

土砂崩れ・津波等の自然災害が発生した場合でも、各土地の正確なデータを元にして土地の境界の復元が可能となり、復旧作業が円滑に進みます。

効果2 土地境界をめぐるトラブルの未然防止

土地の境界が不明確なために生ずる境界紛争を未然に防止できます。

効果3 土地取引がスムーズに

土地の売買や賃貸をする場合に、現状に合致したもので行えるため事務がスムーズに進みます。

効果4 課税の公平化

土地の境界及び面積等が明確となり、固定資産税の課税が実態を正確に反映するため不公平課税が是正されます。

効果5 公共事業の効率化・コスト縮減

道路等の各種公共事業で地籍調査成果を活用することで、コストが縮減され効率的に公共事業が進められます。

Q2：費用「費用はどれくらいかかるの？」

A：住民の費用負担はありません。

Q3：市民への協力事項「いつ何に協力すればいいの？」

A：一筆地測量で「隣の土地との境界確認」にご協力願います。

はじめに実施する「説明会」及び最後に実施する「閲覧」は出来れば参加願います。

Q4：筆界未定「境界を確認しないとどうなるの？」

A：隣地との境界が「筆界未定」となります。

のちに土地取引される場合は、通常の官民境界確定申請を行っていただき、境界を決めることとなります。この場合の費用及び申請手続きは土地所有者自身の負担となります。

Q5：調査結果（登記）「成果品は何？どこに登記するの？」

A：成果品は「新しい地図（地籍図）」と「台帳（地籍簿）」の2つです。

法務局に登記されます。土地登記簿の記載が修正され、地図が不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。